

龍ヶ崎市立長山中学校の部活動に係る活動方針

令和6年4月 改訂

1 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動の休養日の設定

- (1) 平日は週あたり1日以上休養日を設ける。また、休日（土日）はどちらか1日以上休養日を設け、週の合計として2日以上休養日を設ける。
- (2) 長期休業中は、1週間以上連続した期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 定期試験（中間・期末）の実施前3日間を、学校全体の部活動休養日とする。
- (4) 生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。ただし、総合体育大会及び新人体育大会において市の代表として次の大会へ選ばれた場合、その大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

3 部活動の活動時間

- (1) 1日の活動時間は、平日は2時間、休業日（学期中の週末を含む）は3時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。長期休業中においても同様とする。
- (2) 週の合計は11時間を上限とする。
- (3) 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振替えることとする。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整することとする。

4 部活動の朝の活動

原則として朝の活動は行わない。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・校長及び部顧問は、大会参加について、公式大会以外の地方大会等（記録会を含む）について精選する。
- ・校長は、大会参加が生徒や顧問の負担が過度になっている場合は、大会参加を見送る等の指導を行う。

6 年間の下校時刻

	時間（木曜日）
4月～9月前半	17:55（16:30）
9月後半	17:40（16:30）
10月前半	17:25（16:25）
10月後半	16:55（15:55）
11月前半	16:40（15:40）
11月後半～12月	16:25（15:25）
1月	16:40（15:40）
2月前半	16:55（15:50）
2月後半	17:10（16:10）
3月	17:25（16:25）

7 熱中症事故の防止について

- (1) 熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断するまた、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。特に暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。
- (2) 大会や練習試合、練習については、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の軽装や着帽等生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

8 適切な運営のための体制整備

- (1) 生徒による主体的な企画・運営の導入
 - ・部活への入部及び退部は任意である。
 - ・部活動の企画・運営が、生徒の主体的なものになるよう工夫し、部顧問が支援する。
- (2) 費用負担、部活動の位置づけの見直し
 - ・部活動に係る費用の徴収方法や、登録料等への搬出の在り方について保護者の理解を得る。
 - ・PTA会費等を充当している場合は、PTA加入前に充当について説明し、理解を得る。
 - ・地域クラブで活動する生徒が、登録費等を重複して納入することがないように配慮する。
- (3) 顧問等の委嘱等
 - ・校務の精選を図りながら生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。
 - ・校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績等を確認し、必要な支援と是正指導を行う。
- (4) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - ・競技・指導経験がない部顧問に対して、必要な研修の機会を設定する。
 - ・部顧問は、科学的な知見に基づき計画的に休養日を設定する。また、過度の練習が必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解する。
 - ・部顧問は、目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (5) 事故、体罰、ハラスメントの防止
事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (6) 方針・計画・実績の公表と検証
 - ・「県運営方針」及び「市運営方針」に則り、毎年度「学校方針」を策定する。
 - ・部顧問は計画表及び実績を作成し、校長に提出する。また学校HPで公表する。
 - ・年間活動計画には活動日、休養日、大会参加日時等を記す。
 - ・毎月の活動計画には、活動時間・場所、休養日、大会参加日時等の計画を記す。
 - ・毎月の実績報告には、活動時間・場所、休養日、大祭参加日時等の実績を記す。

9 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
 - ・校長及び部顧問は、活動日数・時間を見直し、地域での活動を含めた活動を同時に経験できるようにする。
 - ・校長及び部顧問は、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- (2) 地域移行の推進
 - ・令和6年度8月から、部活動を休日から段階的に地域移行する。

- 令和8年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員がゼロになることを目指す。
- 地域スポーツ・文化芸術関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

10 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

- 部活動数を精選するとともに、複数顧問による単独指導の原則に向けて取り組む。
- 休養日の振替を徹底する。

(2) 大会等の運営や役員業務の見直し等

- デジタル化・オンライン化にするなどの改善を図る。